

点検仕様書（細目）No. 2

(遮煙性能付きエレベーター乗り場戸)

標記に掲げる装置の遮煙性能を維持するため、計画的に技術員を派遣し、適切な点検を行うこと。なお、遮煙性能低下等受託者が修理または取替を必要と判定した場合は、委託者と協議のうえ速やかに対処すること。

1. 作業内容

作業の対象(装置名)	作業要領
遮煙性能付乗り場戸	乗り場戸の開閉状態、異常音を点検する。
	乗り場戸の自閉力を点検する。
	戸当りゴム，三方枠遮煙材を点検する。

2. 故障対策

不時の故障や事故の連絡を受けた時は、受託者技術員を派遣し適切な処置を行なうこと。

3. 作業の時間

故障対策を除き点検は、就業時間(通常勤務日の勤務時間)内に行なうこと。

作業に必要な時間は運転休止をする。

4. 除外事項

本装置の修理または取替の費用及び次の事項に関する修理、取替作業も含まない。

- (1) 諸法規の改正又は、官公庁の命令及び要求により、現状の仕様変更や改造等が生じた場合の工事
- (2) 不注意、不適切な使用・管理により発生する修理又は取替
- (3) 地震等天災地変、その他の不可抗力により生じた一切の復旧